

振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2）

振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等

（昭和52年3月30日 東京都告示第242号、平成24年3月30日 多摩市告示第164号）

（単位：デシベル）

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域 	65 (8時～19時)	60 (19時～8時)
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 	70 (8時～20時)	65 (20時～8時)
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

備考

1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
2. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
3. 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所。
 - ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所。
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所。
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいいます。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上覧に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差 (デシベル)	3	4	5	6	7	8	9
補正値 (デシベル)	3	2		1			

4. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準じる間隔、戸数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。